

平成 25 年度介護サービス事業者集団指導研修(火災予防対策)

1 はじめに

2 社会福祉施設の火災発生状況

3 名以上の死者の発生した火災(平成 12 年度以降)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者	負傷者数	出火原因
H. 18. 1. 8	長崎県大村市	グループホームやすらぎの里さくら館	7	3	マッチ・ライター
H. 21. 3. 19	群馬県渋川市	静養ホームたまゆら(有料老人ホーム)	10	1	不明
H. 22. 3. 13	北海道札幌市	グループホームみらいとんでん	7	2	ストーブ
H. 25. 2. 8	長崎県長崎市	グループホームベルハウス東山手	5	7	調査中

(出典 総務省消防庁)

3 消防法令の改正について

消防法施行令の一部を改正する政令等の主な改正事項

(1) スプリンクラー設備の設置基準の見直し

火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設(高齢者施設及び障害者施設等)において、現在延べ面積が 275 m²以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、原則として延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

なお、例外として延焼抑制構造を有する施設は設置を不要とする。

また、介助がなければ避難できない者が多数を占めない障害者施設等は 275 m²を据え置く。

(2) 自動火災報知設備の設置基準の見直し

小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等(自力避難困難な者が入所するもの以外のもの)で就寝の用に供する居室を持つものに対して、現在延べ面積が 300 m²以上のものに設置が義務付けられている自動火災報知設備を、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し

自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設等における消防機関へ通報

する火災報知設備について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することを義務付ける。

【施行期日】

新築建築物には平成27年4月1日、既存建築物には平成30年4月1日から適用。

4 火災予防対策について

(1) 火災予防対策

- ・階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底
- ・暖房器具や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底
- ・カーテン、じゅうたん等への防災物品等の使用の徹底
- ・喫煙等の火気管理の徹底

(2) 防火管理業務

- ・防火管理者の選任・解任及び所轄消防署長への届出
- ・年2回以上の初期消火、通報及び避難訓練の実施
- ・従業員に対する防火教育の実施

(3) 夜間等における応急体制の確保

- ・火災時において従業員による避難誘導、通報等が確実に実施されるよう、夜間など従業員が少ない時間帯における応急体制の確保

(4) 消防設備等の維持管理

- ・消防用設備等の定期点検の実施及び所轄消防署長への報告
- ・消防法令違反の早期改修

5 その他

(1) 違反対象物の公表制度について

利用者自らが建物の防火安全に関する情報を確認し、その判断に活用できるよう、重大な消防法令違反に係る情報をホームページ等において公表する。

(2) その他

6 おわりに